第2回空き家等対策協議会 議事要旨

日 時: 平成 29 年 8 月 22 日(火) 午前 10 時~11 時

場 所: 市役所 4階第3会議室

出席者: 【委員】10名(うち代理1名)

会長 亀井 栄治

会長職務代理者 加藤 幸治

野呂 和久

細井 正章

柴田 実

山本 学

堀伸次

片桐 厚司

髙井 広吉

三好 英隆(冨田成輝代理)

欠席者: 棚橋 幸夫

事務局: 施設住宅課長 吉田 順彦

同課住宅係長 松本 幸太郎

同課主任主査 徳田 朋紀

関係部局: 防災安全課長 日比野 慎治

環境課生活環境係長 宮地 直木 建築指導課長 渡辺 聡

1. あいさつ

・亀井会長があいさつを行った。

2. 議事【概要】

可児市空家等対策計画素案への意見について前回協議会における意見への対応について

【前回会議での意見を受けた変更点及び計画素案について事務局から 説明】

・委員 : 「空き家」と「空家」の使い分けについて、条例は「空き家」

特措法は「空家」ということだと思われるが、修正が必要な部分もあるのではないかと考える。また、11ページの図 2-1-4

について、数字が読みにくいので、見やすいグラフに修正願いたい。

- ・会長: グラフについては、事務局で調整願いたい。また、「空き家」 と「空家」の使い分けについて事務局の考えを説明願いたい。
- ・事務局:この計画は法に基づく計画で、基本的には「空家」という表記になる。ただし、条例では「空き家」となっており、条例中の個別名称については、「空き家」を採用している。
- ・委員: 市民の方がみてわかりやすいとよい。
- ・会長: 使い分けのルールを計画の早い段階で説明しておくとよい。
- ・委員: 「空家等」の「等」がよく使われている。我々が考える「空家」とは違うものが含まれているのか。例えばアパートやマンションの空き室も含まれるのか。
- ・事務局:基となる法律に「空家等」とされており、建物及び敷地を指 している。
- ・委員: 国としては、建物のほか、設備、ゴミ、景観、植栽などを含めて「等」としていると考える。
- ・会長: 市民目線ではあくまで「空家」であるが、事務局としては法 律上の「空家等」とせざるを得ないということだと考える。
- ・事務局:市民の中でも「空家」とすることで、建物のみと解釈される場合もあると思われるため、厳密に法に規定された「空家等」と表記することとした。
- ・委員: 「等」という表記をするのであれば、その意味することを記載するとよい。
- ・委員: 42 ページに特定空家等の定義があり、43 ページには条例に規定している管理不全な状態の空き家と出てくるが、これについては定義がされていない。特定空家等と管理不全な状態の空き家等は同等と考えているのか。
- ・事務局:現段階ではほぼ同等と考えている。ただし条例で規定している管理不全な状態の空き家等については、将来的には見直す可能性があるため、分けて記載している。
- ・委員: 35 ページの体系図について、「住宅団地を念頭に置いた対策」 の右に矢印が記載されているが、この意味するところがよく 分からないので、注釈が必要ではないか。
- ・事務局:全ての施策について、住宅団地を念頭に置いて進めることを 表現したいと考えてこの記載とした。
- ・会長: 施策全体を指しているということであれば、矢印ではなく、

枠に対して線で結ぶとよい。

・事務局:表現方法について再検討したい。

本計画の期間内に重点的に実施する施策について(第3章の3)

【第3章の3について事務局から説明】

・委員: 空家等の実態調査について、計画期間中毎年度実施するとなっているが、対象地域は市全域ということか。

・事務局:平成 27 年度から継続して実施しており、引き続き市全域で実施する。

・委員: パンフレット、回覧等は残念ながら目を通しているのは約20% 程度である。自治会が住民に対する窓口であり、自治会役員 がそれなりの指導ができるようにすることが大切である。出 前講座なども自治連合会として実施する必要がある。チラシ を配布する際には、地域で直接配達する担当者がよく理解し ておく必要がある。自治会としても勉強する必要があり、そ のために、専門家等を指定し、情報提供してほしい。

・事務局:自治会の協力を得て進めていきたい。

・会長: 出前講座の開催については、要望のあった自治会に対し実施 するとあるが、その程度の対応となるのか。

・事務局:市からも出前講座の開催について、積極的に啓発していきた い。

・委員: 出前講座の開催について、自治会長対象のように読めるが、 市民も対象とするような形にするとよい。また、相談会を同 時開催するような形がよいと考える。

・会長: 現在可児市で空家等の問題に関する相談会は実施しているのか。

・事務局:住宅相談の中で対応している。

・委員: 大学との連携の事例として、横須賀市において、地域と大学が連携して空家プロジェクトを作って取り組んでいる事例がある。可児市でも地域から要望があった際の受け皿ができるとよいと思う。

・会長: 全国の事例について情報収集することでヒントが得られるか もしれない。

・委員: 可児市のふるさと納税制度は市民も対象としているのか。

・事務局:対象としている。

・委員: パンフレットのチラシの使い分けについては、パンフレットは冊子、チラシは1枚ものということでよいか。

事務局:その通りである。

・委員: 施策の順序について意図はあるのか。

・事務局:順序はなく、並立と考えている。

・委員: 除却に対する支援はいわば出口での支援であるが、最も大切なのは入口での支援だと考えており、ここに予算投入できるとよい。所有者は損だと思うとなかなか動かない。全国的にみても出口での支援は多いが、入口での支援は少ない。先ほどお話のあった地域と大学との連携に対して支援するような仕組みに力を入れることで案外早く進んでいくのではないかと考える。

・事務局:市として何ができるのか、今後勉強していきたい。

・委員: 横須賀市の事例では、学生の実績が認められ、市から補助が出ている。

・会長: 空家等に関するまちづくりに踏み込んでいるように感じる。

・委員: 出前講座や相談会を外部委託してしまうという方法も面白いかもしれない。

・委員: 専門家団体との連携した相談体制の充実支援や、専門家団体 とのマッチングも重要だと考える。概要版の二重丸以外の施 策についても進めていく必要がある。

・事務局:重点的な施策をピックアップしているが、これだけを取り組むというわけではなく、協議会での協議や自治会との連携により必要な施策を進めていきたい。

・委員: 岐阜医療科学大学の開学に伴い、空家や空地の活用について 大学と協議を始めており、今後相談いただくことになる。

・会長: 概要版の注釈について誤解を生まないよう、本計画の期間内に重点的に実施する施策とすべきだと考える。

・委員: 空家の相談窓口を県が設置しており、建築士会もリフォーム 相談を行っているため、こういった制度の活用も検討いただ きたい。

今後のスケジュールについて

【事務局から口頭にて説明】

・会長: 第3章3については若干の変更があると思うが、委員にみて もらう機会を設ける予定か。

・事務局:今回の意見を受けた修正版を送付するので、どうしても修正 する必要がある場合については事務局まで連絡いただきたい。

・会長: 微修正については、私及び事務局にお任せ願いたい。今回の

計画案を協議会として了承することとしてよいか。

【全員異議なし】

3. その他

・事務局:計画策定に関する協議会はこれで終了となるが、今後も見直 し、運用について年に1から2回の頻度で開催させていただ きたい。